

5 訪販化粧品工業協会規約

(名称)

第1条 本会は、「訪販化粧品工業協会」と称する。

(地域及び事務所)

第2条 本会の地域は、全国一円とし、事務所を東京都におく。

(目的)

第3条 本会は、会員が商業倫理を確立し、販売の適正化を図ることにより、国民の消費生活における利便を増進し、もって家庭訪問販売化粧品業界の健全な発展に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 会員の守るべき倫理要綱の作成並びに実践の推進
- 2 会員所属の販売員の教育指導
- 3 消費者の苦情処理
- 4 訪販化粧品工業協会販売員登録制度の指導と推進及び公益社団法人日本訪問販売協会の登録事業業務方法書に基づく訪問販売員教育登録制度の指導と推進
- 5 関係官公庁、関係団体との連絡
- 6 その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本会は、家庭訪問販売制度を採用する化粧品製造販売業者又はこれに準ずる者であって、本会の目的に全面的に協力する者をもって組織する。

(加入)

第6条 本会の会員になろうとする者は、加入申込書及び所定の書類を本会に提出しなければならない。

- 2 入会に関しては前項のほか、「訪販化粧品工業協会入会申込み及び承認に関する内規」の定めによる。
- 3 入会を認められた者は、別に定める入会金を納入しなければならない。
- 4 入会金の額は総会において定める。

(退会)

第7条 会員が本会を退会しようとするときは、退会届を提出しなければならない。

- 2 会員は前項のほか、次の事由により本会の会員たる資格を失う。
 - (1) 化粧品訪問販売事業を中止したとき又は法人を解散したとき
 - (2) 1年以上会費を滞納したとき

(3) 除名されたとき

3 前2項においては、既に納付されている入会金及び会費は返納しない。

(除名)

第8条 本会は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により除名することができる。この場合には、本会はその総会の10日前までに、その会員に対して、その旨を、書面をもって通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えるものとする。

(1) 特定商取引に関する法律の規定に違反したとき

(2) 前号以外の法律の規定に違反するなど本会の名誉を著しく傷つけ又は本会の目的に著しく反する行為その他本会の事業を著しく妨げる行為をしたとき

2 総会が招集されるまでに相当の期間があり、緊急に除名を行う必要があるときは、理事会の議決を得て、これを行うことができる。この場合においては、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を受けなければならない。

この場合の通知及び弁明の機会の手続は前項を準用する。

3 本会は、前項の議決があったときは、除名の理由を明らかにした書面をもって、その旨を会員に告知するものとする。

(会費)

第9条 会員は毎年所定の会費を納入しなければならない。

2 会費の額および徴収方法は、総会において定める。

(役員の数)

第10条 本会に次の役員をおく。

(1) 会 長 1名

(2) 副 会 長 5名以内

(3) 専務理事 2名以内

(4) 常務理事 2名以内

(5) 理 事 若干名

(6) 監 事 2名

(役員を選任)

第11条 理事及び監事は総会において選出する。

会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において互選する。

2 総会が招集されるまでの間において補欠又は増員のため理事又は監事を緊急に選任する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、理事会の議決を得て、これを行うことができる。この場合においては、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を受けなければならない。

第12条 本会に相談役及び顧問をおくことができる。

相談役及び顧問は理事会の議を経て会長が委嘱する。

(役員任期)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により就任した役員任期は、前任者又は他の役員残存期間とする。

(役員職務)

第14条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行し、会長が欠員のときは、その職務を行う。

3 理事は、理事会を組織し、本会の事務を掌理する。

4 専務理事は、会長、副会長を補佐し、理事会の委任を受けて本会の常務を処理する。

5 常務理事は、会長及び専務理事の指揮を受け本会の常務処理を分掌する。

6 監事は、本会の業務及び財産の状況を監査する。監事は、総会、理事会に出席して意見を述べることができる。

(実行委員会委員)

第15条 本会の事業を円滑に遂行するために、実行委員会を設ける。

実行委員会委員は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。

(事務局)

第16条 本会の事務を処理するため事務局を設ける。

事務局に関する規定は、理事会の議を経てこれを定める。

(総会)

第17条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 定時総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集する。

3 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した要求があったとき

第18条 総会は会長が招集する。

2 総会の招集は、少なくとも、その会日の10日前までにその会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面を各会員に通知して行う。

第19条 総会においては、この規約で別に定めた場合のほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 規約及び化粧品訪問販売の倫理要綱の変更
- (2) 事業報告及び収支決算報告
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 役員を選任
- (5) 本会の解散
- (6) 会員の除名

第20条 総会の議長は、会長がこれに当たるものとする。

第21条 総会は、会員総数の過半数の出席を以て成立し、その決議を要する事項は出席者全員の議決権の過半数で決する。議決権の数は会員1名に1とする。可否同数のときは議長の裁決による。

第22条 会員は代理人によって議決権を行うことができる。この場合の代理人は会員でなければならない。

前項の代理人は代理権を証する書面を差し出さなければならない。

第23条 総会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載し、議長及び出席者2名以上がこれに記名捺印して本会に保存する。

(理事会)

第24条 理事会は、必要に応じて会長が招集して、その議長となる。

2 理事会は、理事の過半数の出席によって成立し、その議決は出席者の過半数で行う。

第25条 理事会は、この規約で別に定める場合のほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 会務に関する重要事項

(実行委員会)

第26条 実行委員会は、下記事項を処理する。

- (1) 入会申込に対する承認の可否
 - (2) 訪問販売員教育登録制度実施に関する事項
 - (3) その他理事会の委任を受けた会務に関する重要事項
- 2 業界をとりまく諸問題の調査研究
- 3 実行委員会は、広報に関する重要事項を迅速かつ円滑に処理するため、広報委員会を設けることができる。

広報委員は、実行委員会の議を経て、実行委員長が委嘱する。

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(解散の場合の残余財産)

第28条 会員は本会の解散の場合において、残余財産があるときは、その財産の分配を受け、債務があるときはその債務を分担するものとする。

1973年	3月	制定
1983年	3月	一部変更
1987年	6月	一部変更
1997年	6月	一部変更
1998年	6月	一部変更
1999年	3月	一部変更
2004年	6月	一部変更
2006年	6月	一部変更
2011年	6月	一部変更
2022年	6月	一部変更